

「新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金」申請始まる

歯科も対象

(給付額)

都道府県から役割を設定された医療機関等に勤務し患者と接する医療従事者や職員(※2)

※2 対象期間(※3)に10日以上勤務した者であること
※2 一日当たりの勤務時間は問わない
※2 複数の事業所で勤務した場合は合算して計算する

その他病院、診療所、訪問看護ステーション、助産所に勤務し患者と接する医療従事者や職員(※2)

実際に、新型コロナウイルス感染症患者に診療等を行った医療機関等である場合

20万円

上記以外の場合

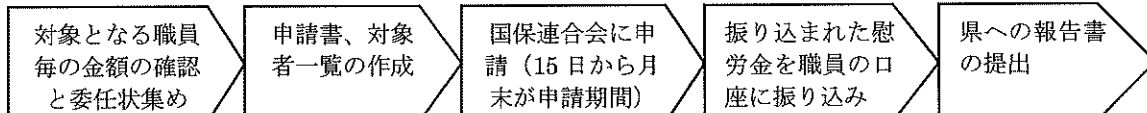
10万円

5万円

派遣労働者、業務委託先の従業員も含め、患者と接する全ての人を対象

* 実際に新型コロナウイルス感染症の入院患者を受け入れている場合には20万円

給付の流れ



詳細は高知県庁医療政策課ホームページで確認を。医療政策課慰労金担当電話番号 088-823-9054

「新型コロナウイルス感染拡大防止等支援事業補助金」も

補助上限額

病院(医科、歯科)	200万円+5万円×病床数
有床診療所(医科、歯科)	200万円
無床診療所(医科、歯科)	100万円
薬局、訪問看護ステーション、助産所	70万円

例えば以下のような費用に対する補助が受けられます(4月1日まで遡ってかかった費用を対象とできる)。

- ①頻回な清拭・消毒等の費用、②歯科用ユニット等の患者の診療ごとの清拭又はラッピングや、滅菌用機器の導入の費用、③予約診療の拡大等、適切な受診の仕方を周知するための費用、④在宅療養での感染予防対策、患者の症状を観察する際の留意点等が記載されたパンフレットの作成等の費用、⑤発熱等の症状を有する患者とその他の患者が混在しないよう、導線の確保やレイアウト変更、診療順の工夫等の費用、⑥電話等情報通信機器を用いた診療体制確保の費用、⑦医療機関、ケアマネージャー等と電話等情報通信機器を用いて患者の症状把握を行う等の費用、⑧个人防护具等の確保の費用、⑨医療従事者の院内感染防止対策(研修、健康管理等)経費

詳細は高知県庁医事薬務課ホームページで確認を。

医療薬務課・新型コロナウイルス感染拡大防止事業費補助金担当電話番号 088-823-9054

市町村独自「持続化給付金」7月末締め切りのところも

国の「持続化給付金」は収入が50%以上減少した場合という条件ですが、市町村によっては、収入の減少率が50%未満の場合でも給付される、独自の支援制度を実施しているところがあります。この7月末が締め切りというところもありますので、各市町村のホームページなどでご確認ください。

「高知市事業者支援給付金」の場合(来年2月28日まで)

対象事業者 収入が前年同月比で20%以上50%未満減少している事業者

支給額 年額換算した収入減少額。法人は20万円、個人は10万円が上限

「新型コロナウイルス感染症 診療の手引き第2.2版」

「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その24)」

「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査に関するQ&A」

「その24」は標準的算定日数を越えた疾患別リハビリテーション等について、「Q&A」は「濃厚接触者」に限らず特定の地域や集団、組織等に属する人の検査ができるというもの。いずれも協会ホームページにアップ。